

令和6年度 第2回 静岡市消費生活審議会 会議録

1 日 時 令和7年3月14日(金) 午前10時20分～11時50分

2 場 所 静岡市役所 静岡庁舎本館3階 議会特別会議室

3 出席者 (委員) 色川会長、堀副会長、小清水委員、宮下委員、永井委員、
大畑委員、竹内委員、久保田委員

【欠席】青木委員、森下委員

(委員) 加藤生活安全安心課長、
中島課長補佐兼消費生活センター所長、前田主査、塩澤主査、
澤木主任主事、松原主任主事、井口消費生活相談員、
森竹消費者教育推進員、清水消費者教育推進員

4 傍聴者及び
報道関係者 0人

5 議 事 (1)第3次静岡市消費生活基本計画について
(2)令和6年度の消費生活センター事業実施状況
①上半期の静岡市消費生活相談の傾向(速報版)について
②消費者教育・情報発信の取組
(3)報告事項:第3次静岡市消費生活基本計画成果指標の進捗状況
(令和6年度静岡市消費生活の意識調査の結果(速報版))

色 川 会 長 ただいまより、令和6年度第2回静岡市消費生活審議会を開会します。
まず議事1「第3次静岡市消費生活基本計画について」を事務局から説明をお願いします。

生活安全安心課 **－資料1「第3次静岡市消費生活基本計画の概要」にて計画概要を説明－**

色 川 会 長 ありがとうございます。今の説明は皆さん大体わかりだと思えますが、1年ぶりの審議会ですので、確認の意味でやってもらいました。
ですので、こちらについては質疑応答なしとして、次の議事2の方に入ってから、質疑応答をお願いしたいと思います。議事2「令和6年度消費生活センター事業実施状況」についてのうち、まず、「令和6年度上半期静岡市消費生活相談の傾向(速報版)について」を事務局から説明をお願いします。

生活安全安心課 **－資料2「上半期の静岡市消費生活相談の傾向(速報版)」を説明－**

色 川 会 長 ありがとうございます。それではここまでについて質問意見等ある方は挙手をお願いします。宮下委員。

宮 下 委 員 質問です。ひとつは、高齢者を中心に点検商法、特に給湯器関係が増えているということで、区分としては「商品一般」に入っているのかと思った

のですが、どのように相談を仕分けているのか教えていただきたいです。もうひとつは、「融資サービス」が 20 歳代 30 歳代で特に多いということですが、その具体的な内容について教えてください。以上の質問2点お答え願います。

生活安全安心課

宮下委員からのご質問について回答します。

まず 1 点目の点検商法が「商品一般に入っているのかどうなのか」という点ですが、今回は「給湯器の点検」ということで相談が入っていることが多いです。点検は「物品の購入」ではなく「サービスの契約」という分類をしています。ですので、資料2の3年代別・商品・役務別相談割合の表でいうと「役務その他」に入っています。これが実際に給湯器の購入について契約したとなると分類が変わってきます。

今いただいている相談としては『「点検をする」という電話がかかってきたけれども大丈夫か」というようなご相談が多いので、分類としましては「役務その他」のほうが増えているという結果になっています。

2点目の「融資サービス」の具体的な内容ですが、クレジットカードの支払いや消費者金融への支払いといった多重債務に関わる相談となっています。

以前「グレーゾーン金利」があった時代に相談が多く、その後、「少しは落ち着いたかな」ということはありましたが、やはり引き続き、上位にきている状況があります。悪質商法とは少し違うかもしれませんが、そうした債務に苦しんでいる方々も多いです。この問題について消費生活センターとして何ができるかという難しい部分もありますが、多重債務相談につないで、解決の道筋をつけるためのお手伝いをしています。

色川会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。大畑委員。

大畑委員

大畑です。点検商法の件ですが、「点検します」ということで、訪問されて、契約まで至ってしまうってことですよね。費用が高額になるということですが、どのような費用が高額になっているのですか。チラシなどではすごく安く書いてありますよね。いろいろ保証などをされて、高額になってしまうとは思いますが、具体的に教えていただけますか。

生活安全安心課

ありがとうございます。高いか安いかにについては、行政が一般的な相場をよく把握しているわけではないです。例えば、入り口としての給湯器自体は市場価格であっても、「ここも直した方がいい、あそこも直した方がいい」と言っているいろいろな工事を追加するというケースがあります。もちろん、給湯器自体が、相場よりも高い契約になっていることもあろうかと思っています。このような回答でよろしいですか。追加でご質問あればお答えします。

大 畑 委 員 ありがとうございます。内容は説明の感じで把握しました。ありがとうございます

色 川 会 長 はい、他いかがでしょうか。
なければ、私から。もし可能だったらやってもらいたいことがあります。データを見ながら思ったのは、国民生活センターで全国のデータは多分ありますよね。それと比べて静岡市はどういう特徴があるのか。特徴がなければなくてもいいですが、何かそういうものがあると、もう少しわかりやすいかなと思います。例えば資料2の別表(1)の下あたりでもいいと思いますが、出せるなら出してもらおうとありがたいなと思います。

生活安全安心課 ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

色 川 会 長 それではよろしいですか。次に入ります。今度は「消費者教育情報発信の取組」について説明をお願いします。

生活安全安心課 **－資料3「消費者教育・情報発信の取組」を説明－**

色 川 会 長 はい、ありがとうございます。それでは何か質問意見等ありましたら挙手をお願いします。大畑委員。

大 畑 委 員 今の説明の中で、消費生活巡回展ですか。こうした取組をしているとのことですが、5か所ですよね。少ないと思います。自治会レベルに落とし込むことはできないものですか。

例えば、資料に SNS を通じた情報発信とありますが、私の町内会では今LINEで双方向に連絡を取り合うことを試みています。SNSを通じた犯罪の問題もあるので、特にお年寄りの方は警戒しているためか、登録者は250戸くらいあるうちの今は100戸くらいですが、今すぐできるわけではないとは思いますが、双方向の試みをやってみたらいいのではないかと思います。

色 川 会 長 事務局、どうですか。

生活安全安心課 お答えします。自治会レベルの働きかけについても資料の方に記載すればよかったのですが、訪問活動の中で、自治会連合会様が毎月実施している定例会(発言補足:葵区は年3回程度)において、今年度は2回(発言補足:市自治会連合会と各区自治会連合会があるため、延べ数では8回)ほかのさまざまな事務連絡もあるため時間としては5分程度ですが、ミニ講座的な消費者トラブルの注意喚起を実施しています。ただ、まだまだ自治会単位に広げていくところは不足しているのかなと感じています。

もう一方のSNSを通じた情報発信については、自治会連合会の方の中にも大畑委員が、おっしゃったようなことを実施しているとおっしゃる会長さんもいます。そのため、具体的に動いているわけではないですが、例えば

地域的に消費者トラブルが多発した場合など注意喚起を実施してもらえ
るような取組の実施を検討していく必要もあるのかと考えています。

色川会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。永井委員お願いします。

永井委員 自治会の話なのですが、分かれば教えていただきたいことがあります。市
の情報というと回覧板などを通じて回っているイメージがありますが、セン
ターとして情報提供した実績があれば教えていただきたいです。

生活安全安心課 自治会への情報提供ということですが、自治会連合会の定例会に参加し
た際に、各自治会連合会長様の方に、一段下の単位自治会様にもお配り
していただきたい資料ということで、定例会にて使用した資料と同じもの
を配布させていただいています。

一方で各自治会において、かなり行政の方から資料配布の負担などのお
願いをしている中で、市としてもなるべく負担をかけないようにということ
も課題となっています。そのためお願いベースにはなるのですが、そうし
た資料提供は実施しています。

また、あとは年間 1 回ですが、静岡県との連携という部分にもなるかもし
れませんが、県が作成した「くらしの目」という注意喚起のチラシを組回覧
にて配布しています。以上です。

色川会長 ありがとうございます。はい、他いかがでしょうか。

宮下委員 詳細な説明ありがとうございます。第 1 回審議会(書面)の際に私が要
望したことに回答してもらったことでもあるのですが、消費者教育推進の
ための訪問活動や出前講座については、本当に消費者教育推進員また消
費生活センターの皆様にはご尽力いただいていると思います。

まず、企業向けの講座が実施されることについてです。審議会に先立って
開催された消費者教育推進協議会で色川会長から、「なかなか実施する
ことが難しい部分である」という話もありましたけれども、そういった取組
を実施していることを積極的にアピールしていくと、企業の方からも「ちょ
っと新人研修にとりいれてみようか」という話も出てくると思います。

次に、出前講座についてです。こちら、消費者教育推進地域協議会の方
でお話がありました。「小学校、中学校、特に中学校での講座に力を入れ
て取り組んでいて、その中で1中4小ある南中学校のグループ校すべてで
消費者教育の講座を実施した。基本的には子ども向けに実施したが、例
えば参観会などの機会を使って、保護者に対しても働きかけを行った」と
いう話もありました。ぜひ、こういった取組をどんどんPRしてもらいたいで
す。

小学校中学校には小中一貫教育も行われています。また、最近はこども
園と小学校との連携もありますので、そうした様々な連携体制をうまく使

いながら、消費者教育というものをアピールしていくことができると、センターの活動にも良い影響があるのではないかと思います。こうした取組を続けていくをお願いしつつ、これまで行ってきた取組について市民の皆さんにアピールしていただければと思います。以上、意見となります。

色川会長 意見でいいですか。

宮下委員 はい。

色川会長 では、承ったということで、他いかがですか。

小清水委員 静岡大学の小清水です。消費者教育の出前講座ということで様々なところに出かけていき、消費者トラブルの未然防止であるとか消費者教育の推進を実施しており、素敵なことだと思っています。

私も家庭科の中でも消費者教育を実施しているのですが、学校教育で行う消費者教育と市の消費生活センターが行う消費者教育ではどのような違いがあるのを考えてみると、やはり市民教育の一つになるということがあると思います。例えば、先ほど静岡市の消費生活相談の傾向のデータの質疑の中で、色川会長から「全国と比べてどうなのか」というような話があったと思います。先ほどの消費者教育講座の中で「静岡市がどういう状況であるのか」、「市民としてどういうふうにこの課題に向き合うのか」といったことを多少でも中学生に市民としての視点を持たせるように講座での働きかけができるといいのではないかと思います。

特に、例えば家庭科の授業においては、子どもたちに、「エシカル消費ってどんなことしてるの」であるとか、「衝動買いをしないための工夫ってどんなことやってるの」などそのクラスの中での学びができると思いますが、センターでは市内の様々な学校を訪問していることが強みだと思います。であれば、ほかの学校での反応など横のネットワークをつなげていくとか、ほかの学校の中学生在が同じことを考えていることや他の工夫など横のつながりをつけていくことができると単に「家庭科の授業の代わりの講座」ではなく、「市民の生活向上のための講座」として実施していることが見えてくるとより良い取り組みになるのではないかと思います。

もし、これまでの講座の中でそうした市民教育のような働きかけをしていることがあれば教えてください。

生活安全安心課 はい。「横の繋がりを大切に」というお話をいただいたというふうに思っています。私の方ではなかった視点なのですが、確かに、我々様々なところにお邪魔しています。学校に限らず、地域にも出向いている、まだ少しですけれども、事業者にも出向いています。講座を行っている推進員の話の聞くと、受講者の方がいろいろな意見や体験談を話してくれています。学校

においても、生徒さんたちが面白い意見をいってくれたり、生徒に限らず、先生たちのトラブル体験談などもお伺いすることができ、様々な方と接することができるというのは、小清水委員に言われて、はっとしましたが、確かにセンターの強みだなと思いました。1つ1つの講座を「中学の講座」、「小学生講座」、「大人向けの講座」で切ってしまうのではなくて、ご指摘を踏まえて何かしら講座に生かしていくことができれば良いと思いました。回答というより感想になってしまいましたが、私としては以上になります。推進員の方から補足があれば。

生活安全安心課

はい推進員です。学校に出向いたり、自治会などの地域の方に講座を実施したりしていますが、やはりまず講座をやるときに、地域では、どんなことを話してほしいのかや、例えば、「最近静岡市では、ガス給湯器の点検トラブル多いのですが、お宅の地域どうでしょう」というような話を伺ったうえで、実施をしています。家庭科の授業に入る時は、「家庭科の授業の单元の中で、この講座がどういう位置づけになるか」、「事前にどんなことを勉強していますか」ということをお伺いしながら講座の内容を考えています。ただ、やはり 50 分という限られた時間の中で、詰め込むのはなかなか大変です。

一つ最近思っていることは、学級単位でやる場合は、家庭科の先生はいますが、学年集会のような形になると、実は家庭の先生以外の先生もいらっしゃいます。その先生方の様子を見てみると若い先生もいれば、結構年配の先生もいます。講座の中で中学生には消費者トラブルに関するクイズを出しますが、先生方の反応を見ながら、マイクを持ちながら、先生方に、「何番だと思いますか」と振ったりすることもあります。そうすると、「あの先生正解したじゃん」という話になってその先生への意識がけもできるし、子どもたちも、「大人になってもそういうふう考えることって必要なんだ」と思ってもらえるのではないかと考えている次第です。小清水先生のご指摘の大きな社会教育という視点という部分については、おっしゃる通りだと思いますので、少し講座の内容を考えながら場合によっては、一つトピックスとして付け加えてもいいかと思っています。意識して講座を実施しているつもりでしたが、あえてそれを少し明確化させるのも一つの手だと感じました。ありがとうございます。

色川会長

よろしいですか。他いかがですか。では竹内委員。

竹内委員

しずおか市消費者協会の竹内です。先ほど大畑委員から、消費生活展のこともありましたが、私達消費者協会はアナログな形で情報発信していますが、こちらの方の情報発信をみると、すごくデジタル化もしていて、様々な年代に向けて発信してくれていることがよくわかります。

消費生活巡回展についてですが、行政の取組に合わせて、私たちのパネルも一緒に提示させていただいて、パネルの説明もさせていただいていますが、行政が作成したパネルをご覧になった市民の方の反応は大きいです。消費者被害防止の面ではあのパネルの効果は大きいと思いますので、拡大していただけるといいかと思います。

また私たち消費者協会は自治会の方への啓発をすでに足を運んでいるところもありますが、要請があれば積極的にパネルを持っていきたいと思います。私達消費者協会は情報発信のアナログな部分を担当させていただいていますが、行政の方にも拡大してもらいたいですし、私たちももっとやっていきたいと思います。

色川会長 はいありがとうございました。では堀委員。

堀副会長 直観的に思いついたことなので、現実的に実現可能かどうかということとは、精査できていませんのでご容赦ください。

私がふと思ったのは、この情報発信の中で、今、ファミリーレストランなどで配膳ロボットがあるのはわかりますかね？そこに注意喚起のポスターを貼るというのは、一つどうなのかということを思いました。

色川会長 お金が掛かる？

堀副会長 確かに、お金の問題もあると思います。一般的にファミリーレストランにはドリンクバーがあり長居できて、「契約関係の話を自宅に来られては困るんだけど」という消費者に対して、勧誘事業者が「ファミリーレストランで一度会おうか」というようなきっかけにしていることがすごく多いです。

一般的にも私ぐらいの年齢のアナログと今のSNS両方を経験している人間からすると、例えば昔、薄暗い喫茶店の奥の方で変な契約を結んでいる様なイメージを持たれている方が少なからずいるような気がしています。

ファミリーレストランなどにおいて、配膳ロボットから商品をとって、ボタンを押してと、それこそこのYouTubeのバンパー広告と同じですけども、結構手間取りますよね。その一連の動作の中に何か目に入るようなことがあれば、と思いました。

ファミリーレストランを運営する企業側にとっても、そういう犯罪の温床になっているということは、当然マイナスイメージですし、そういう場に使われて欲しくないということはそういった啓発や教育を行うインセンティブってあるような気がします。あくまで直感的な提案で本当に実現可能かどうかというのはわかりかねるところではありますが、一つの提案としてお伝えしたという次第です。

色 川 会 長 なるほどありがとうございます。ではどうぞ。

生活安全安心課 はい。とても面白い発想だと思いました。啓発となると私たちは啓発のポスターをスーパーに貼ってもらおうというような発想しかありませんでしたが、確かに言われてみれば相談事例の中では、「ファミレスに呼び出されている若者」というものはよく見ていたと思いました。静岡市では「包括連携協定」という様々な企業さんであつたりとか、専門家による〇〇会などと結んでいるものがあります。これまで堀委員ご指摘の視点で協定の相手先をみていませんでしたが、そういった事業をやっている事業者さんもらっしやるかもしれませんので、今一度協定の一覧を確認して、やってもらえそうなのがないのかということを少し検討してみたいと思います。協定を結んでくださっている団体は積極的に行政に関わりたいと手を挙げてくださっている団体さんなので、可能性はゼロではないとお話を伺いながら思いました。次年度の取り組みの中で、検討課題としていければいいというふうに思いました。

色 川 会 長 そうですね。以前、静岡市は交付金がいっぱい国から来たときは、ラッピングバスを走らせましたよね。覚えていないかもしれませんが「かいけつ！ハナミン」のラッピングバスです。

あと静岡駅の壁に大きく「消費生活センター」と書かれていた気がします。とにかく様々なことを以前国からの交付金があったときはやっていたと思います。ただ配膳ロボットは最近の話ですので、協力するところがあれば、お金がかからない形でも構いませんので、何とか聞いてみると良いと確かに思いました。ありがとうございます。

あと私からは2点いいでしょうか。

1つは、講座の回数を見てかなりびっくりしたのですが、かなり実施していると気づきました。中学校で100件ってなかなかできない。確かに規模が大きい市なので、このぐらいはそうかなとも思いますが、なかなかできないです。全体でも161件ですので、かなりの数です。私が覚えている範囲ですけど盛岡市がものすごい数やっている時代があって、年間150件以上回っていて、担当者は毎日出張していないというのを思い出しました。ただ、問題は続くかどうかです。これが5年後10年後も続けることが大事で、続ける仕組みを組織として作らなければならないというのはあります。単発だけならやっているところはある。それが1つ目です。

あと1つは資料3のその情報発信なのですが、これも今も少し言いましたが、国から交付金がついているときはできても、なければできないものも結構あると思います。国からの交付金がこれから、特に来年度から交付が終了となるお金が結構あるはずで、現状では厳しくなると思います。そう

であれば、この中で、国から単年度で交付金をもらってできているものには印をつけておく等の工夫は必要かと思います。毎年実施できると期待してしまう。そうはいかないかと思うので、自主財源でやっている部分と国の財源との仕分けを見せていただくとありがたいなというふうに思います。

ちなみに僕も静岡市の LINE をもらうようにしていますが、消費生活関係の情報を見たことがないです。出しているかもしれませんが、ほぼない。他の市が結構来ていますが。

その点は頑張っていただければと思います。以上です。

生活安全安心課

補足させていただきます。SNS の情報発信について中心となるのはX(旧 Twitter)の方になります。LINEの方は、資料に書いてある通り、子育て世代の情報発信は LINE の方を使って、市民全般に向けた発信は、Xを通じてというように使い分けていたのですが、X と LINE で使用する層も違うかと思うので、LINE での情報発信は検討課題としたいと思っています。

国のお金を使ってやっているものをご紹介させていただくと、資料3の 4・5の「公共交通機関の注意喚起」「インターネット広告」が国のお金を使わせていただいているもの。それに教育の取組の方ですと「エブリデイ消費者！」についても、国のお金を使わせてもらっています。

色川会長がおっしゃる通り国の補助金は出ているのですが、担当者レベルで言いますと、かなり複雑で、あれこれ注文が多い。もうちょっと使いやすい補助金にしてほしいなというのはあります。補助金をもらうにしても厳しいものがあり、財源が細くなっていくことは担当者として心配なところではあります。

色川会長

はいありがとうございます。次に行ってよろしいですか。これは報告事項ですよね。では説明をお願いします。

生活安全安心課

—資料4「令和6年度静岡市消費生活の意識調査の結果(速報版)」の説明—

色川会長

はい。ありがとうございます。これは暫定版ですよね。これからまた完成版が出てくるということですので、今何か言ったとしてもあまり意味がないかもしれませんが、気づいたことがあればなにかありますか？では、宮下委員。

宮下委員

説明ありがとうございます。私は、この数値目標が設定された時から申し上げておりますけれども、行政が数値目標を作り、それに向かって事業を進めるというのは今スタンダードではあるのですが、そもそもこの基本計画で、こうしたパーセンテージを達成できることに、どこまで意味があるのかということを考える必要があります。というのは、やはりなかなか認知度

が上がらないなどの問題は確かにあります。しかし、消費生活センターが努力していないのかというと、かなり努力をしています。

ところが、ランダム調査、電子調査となると回答できる人だけが回答するという形になるので、なかなか数値が上がらない結果になる。そうすると毎年若干の増減はありますが、実際にはあんまり数値が変わらないことになります。そうすると、一番心配されるのが、中間値や目標値が達成できないと、先ほどただでさえ予算が少なくなっている中でまた予算が減らされることになるという点です。例えば重点目標(発言補足:「契約に関する知識の定着度」)が 40%とされています。指標を設定するときにも「静岡市民の定着度は 40%でいいのか。そういう数値で困るのではないか」という意見も申し上げたのですが、現実問題として難しいとおっしゃったのでそういうことなればやむを得ないと了承しました。ただ、これでもし 40%ですらできないとなると結局予算が減るということになります。

もっとも、そもそもそういう数値の立て方が本当はいいのかという疑問があります。

それを言っても仕方がないということもあるのですが、(2)契約に関する知識の定着度というのは、数字としてはなかなか数字が上がってこない。というのは「契約の成立のタイミング」については、確かに「口約束でも成立する」というところが浸透していないのだと、様々な場所で話をしていても感じます。もしかすると、今小学生・中学生の子どもたちが消費者教育を受けて大人になってこうした質問に答えてくれると数字が上がってくるかもしれませんので、かなり長い目で見てあげないといけないのかなと思います。

もう一つの問題は「店舗での契約成立後の返品」や「ネットショッピングでのクーリング・オフの適用」のところ です。特に後者については、確かにクーリング・オフはないですが、いわゆる返品権はあります。どんな広告でも生鮮品など以外は基本的には返品が認められるケースが多くなっています。そうすると、市民の皆さんが返品できることがスタンダードだと思ってしまうのもむを得ないかと思います。そうすると、「クーリング・オフができますか」という設問自体が適切なのかという問題があると思います。もっとも、指標として設定されているので、質問項目、さらに質問の仕方ややり方も変えられないとなると、今の概要の速報版から、正式版になったとしてもあまり数字は変わって来ないのではないかと思います。

ただ先ほどおっしゃったように、様々な数値の違いはありますが、若年層の回答を見ると十何パーセントから二十何パーセントになっているけれど

も、この回答数では1人、2人増えると、その数字が変動することになります。

そうであるとすれば、今更どうこう言う話でもないのは分かりますが、せっかく努力していただいても数値が上がってこないの、結局だんだん評価年度が近くなっていくと、どうしようかと頭を悩ませることになります。せっかく頑張っていることが、そういう数字でしか評価されないというのが残念でなりません。

長くなって申し訳ないですが、もう1つお話をさせてください。

消費者に対して様々なことを啓発・教育していくには「人手」が必要です。ところが、現在、消費生活センターの職員は、従来よりも一人減りその後補充されていない状況が続いています。市の様々な事情があり、財政的にも厳しいのはわかりますが、やはり消費者に対して様々なことを啓発・教育する、また、センターや消費者に関する基本的な知識の認知度をあげるためには、それをできる環境が必要です。これは審議会としては、職員を従来よりも増やすというのは難しくても、少なくとも元通りの人数に戻してほしいという申入れをしてもよいのかとも思っています。

以上です。

生活安全安心課

はい。策定時からそういった指標の課題というものがあることは認識していますので、正式な数字が出た段階で考えさせていただきたいと思います。人員に対するご意見については協議させていただきたいと思います。

色川会長

他いかがでしょうか。何か質問や意見を聞きたいとかありますか。

では、正式な報告は今後しっかり出していただくようお願いしたいと思います。予定の議事は終わりですが何かありますか。よろしいですかね。

では、私から1点お話をさせていただきます。

今、宮下委員がお話になったことですが、今回の審議会のように、本来はメールではなくしっかりと対面でやるべきものだと思いますし、毎年2回はこの審議会はやっていたと思います。そして形だけではなくて、それなりに意義のある議論をしていたというように思っています。ところが、行政職員数がなかなかカバーできていないということで、消費生活審議会の開催等、あるいは消費生活展の話も出ましたが、そうした事業に対する支障が出ていることは大変由々しき問題だと考えています。

元々、静岡市の消費者行政は1967年に「消費者行政係」から始まり、2005年の政令市になったことをきっかけに、2007年度に消費生活条例の全面改正をして、今の条例になり、それに沿って消費生活審議会を作り、そして消費生活センターを課相当にしたということがあったと思います。

ところが、残念ながら 2015 年度に様々な事情があったのだと思いますが、静岡市は結局課相当を係相当に落としたということをされています。そのときに、静岡県弁護士会および静岡県司法書士会、また我々もそうだと思いますが、あちこちから大変クレームが出て、当時、抗議声明も正式に表明されています。その時に市は「格下げしても、人員や予算を維持する」と説明していました。今回はたまたまかもしれませんし、一時的な問題だったならば、理解できますが、もしも今後もこれが続くようならば、市が 2015 年に我々に約束したことを反故することということになります。

つまり「市民に対して嘘をついた」ことにならないかということです。静岡市には、市民の安全と利益を守る責務があります。現在の人員様態をもし続けることがあれば、これは大変由々しき問題ですので、ぜひ早急に必要な人員に戻していただき、適正な確保を図っていただきたい。

その上で様々な事業が円滑に推進できるよう、来年度以降、ぜひ予算と体制の安定確保を図ることで、市民の信頼を取り戻していただきたいと強く考えています。

これは私の審議会会長としての意見です。別に審議会全体の意見かどうか分かりませんが会長としての意見を述べさせていただきました。

ということで時間がそろそろ予定時刻なので、まとめさせてよろしいですか。

議事はここまでということで審議を終了させていただきます。